

# 青森県報

号外第十七号

平成二十七年  
三月十八日  
(水曜日)

## 目 次

## 公 告

産業廃棄物処理基準に適合しない処分を行った者等の不明（環境保全課）… 一

## 公 告

産業廃棄物処理基準に適合しない処分を行った者等の不明

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十九条の八第一項第二号に規定する支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確認することができないので、同項後段の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

### 一 講ずべき支障の除去等の措置

八戸市大字櫛引字永森地内に野積みされ、及び埋め立てられた産業廃棄物である汚泥、燃え殻、木くず等並びに同地内及び同市大字坂牛字上鳥ノ木沢地内に野積みされた産業廃棄物である汚泥及び燃え殻を処理した産業廃棄物であるコンクリート固形化物を撤去すること。

### 二 支障の除去等の措置を講ずべき期限

平成二十七年三月二十五日

### 三 青森県知事による代執行

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十九条の八第一項の規定に基づき、二の期

限までに一の支障の除去等の措置を講じないときは、青森県知事が当該支障の除去等の措置を講じ、及び同条第二項の規定に基づき、当該支障の除去等の措置に要した費用を徴収する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭